

普通救命講習Ⅲ（団体で受講希望の方）

受講対象	事業所等団体（原則、10名以上）
受講資格	【受講資格】 15歳以上 ※平日に希望される時は、中・高校生はご遠慮ください
申請方法 実施日時・講習会場	【担当】 最寄りの消防署 【申請方法】 1 窓口にて申請 2 電子にて申請 本講習は、基本、消防職員派遣型での講習になります。実施日時や講習会場等については、特に定めませんので、最寄りの消防署に一度問い合わせをした後に、 応急手当普及講習受講申請書 に必要事項を記載して申請してください。 事業所等所在地 富士吉田市・西桂町・忍野村・山中湖村の方は ☎管轄消防署 富士吉田消防署 0555-23-0119 富士河口湖町・鳴沢村の方は ☎管轄消防署 河口湖消防署 0555-72-0119
その他	受講料は無料 テキストについては、消防本部で準備します